

令和9年4月採用



福島県農業共済組合
獣医師職員募集要領

●採用予定人員 7人

●採用予定年月日 令和9年4月1日

●応募資格

次の要件を満たす者としてします。

- (1) 令和9年3月に卒業見込み又は昭和60年4月2日以降に出生した獣医師免許取得予定(保有)者
- (2) 獣医師免許及び普通自動車運転免許取得者(取得見込者含む。)
- (3) 福島県内の家畜診療センターに勤務し、産業動物の診療に熱意を持ち、誠実に職務を遂行できる者。

●応募方法

本組合の採用願書に関係書類を添えて提出してください。

●応募者の提出書類

- ① 採用願書(本組合指定用紙、ホームページに掲載)
- ② 履歴書(写真貼付、ホームページに掲載)
- ③ 卒業見込証明書(又は獣医師免許証写し)
- ④ 学業成績証明書

●選考及び採用の決定

- ・書類審査及び面接試験により採用内定者を決定します。
- 採用内定者のうち獣医師国家試験合格者を採用とします。

●願書の締切日

令和8年6月12日(金) 必着

●採用試験日

- ・日時 令和8年7月3日(金) 午後1時30分
- ・会場 福島市栄町6番6号 福島セントランドビル6F
福島県農業共済組合 会議室

●採用内定者の決定

令和8年7月17日(金)

●採用後勤務内容及び場所

- ・基礎臨床研修の後、福島県内の本組合家畜診療センターに配属され、臨床獣医師として勤務することになります。

●待 遇

給与、諸手当

初任給	月額	266,700円（福島県職員医療職（二））
医療職手当	月額	30,000円
初任給調整手当	月額	30,000円
住居手当	月額	28,000円限度
寒冷地手当	年額	41,000円～99,000円（勤務地による）
日直手当（当番制）		14,550円
超過勤務手当		

（給与体系は、福島県職員給与に準じ、県人事委員会勧告に伴い改定されます。）

●勤務時間

午前8時30分から午後5時15分

●休日、休暇

(1) 定例休日

- ・土曜日、日曜日及び国民の祝日（振替休日含む。）
- ・年末年始（12月29日から翌年1月3日）

(2) 休 暇

- ・年次有給休暇20日（採用年15日）
- ・夏季休暇5日
- ・その他、結婚・出産・忌引・配偶者、父母及び子の祭日・病気休暇などの休暇あり。

福島県農業共済組合の概要

■沿革

平成28年4月1日に、福島県内の9農業共済組合が合併し「福島県農業共済組合」が設立された。

平成29年6月に「農業災害補償法」は「農業保険法」に改称され、農業経営の安定を図るため、従来の農業共済事業に加え農業経営収入保険事業が創設された。

■業務内容

農業保険法に基づき、農作物共済（水稻・麦）、家畜共済、果樹共済（りんご・ぶどう・なし・もも・かき）、畑作物共済（ばれいしょ・大豆・そば・蚕繭）、園芸施設共済、建物共済、農機具共済、保管中農産物補償共済の8事業について共済事業を実施するとともに、農業経営収入保険事業を受託し、県内約6万農家の経営安定と農業再生産に寄与している。

■業務機構

組合長、専務理事、参事のもと、3部1室（総務部、収穫保険部、家畜任意部、監査室）、7課（総務課、経理課、企画情報課、収入保険課、農産園芸課、建物農機具課、家畜診療課）の執行体制をとり、県内に支所4か所及び出張所6か所、家畜診療センターを6か所（県北、郡山田村、いわせ石川、白河、会津、浜通り）に設置しているほか、家畜臨床技術研修所を設けている。

■職員数（令和8年4月1日現在）

【一般職】

- ・本所 43人（うち女性 9人、獣医師 2人）
- ・支所 119人（うち女性 24人）
- ・出張所 90人（うち女性 14人）

【医療職】 29人（うち女性 10人）

【総数】 281人

願書の提出・お問合わせ先

福島県農業共済組合 総務部総務課
〒960-8031 福島市栄町6番6号 福島セントランドビル6F
TEL 024(521)2715 FAX 024(523)1887
<URL> <https://www.fukushima-nosainet.jp/>